出産祝金交付事業・定住促進住宅等奨励事業

●申請の流れ

出産祝金交付事業　出産日から１ヶ月を経過した日以降から1年以内に町へ申請してください。

定住促進住宅等奨励事業　完成日・取得日から1年以内に町へ申請してください。

※申請には、申請書の記入や用意していただく書類があります。
　詳細は、役場ホームページで確認するか、役場総務課企画グループへお問い合わせ願います。

●交付時期

町で交付の決定をした日から30日以内に交付します。ただし、出産祝金交付事業の第３子以上は、３年に分けて交付します。第１回目の交付については、交付の決定をした日から30日以内に交付し、第２回目を満１歳、第３回目を満２歳の誕生日を迎えた月に交付します。

●交付制限　～申請者が次のいずれかに該当する場合は、奨励金は交付できません。

(1)本町の町税、使用料等を滞納している場合　　(2)申請者が偽りその他不正な手段により申請した場合
(3)交付決定通知後に受給資格を喪失した場合

●奨励金等の返還

虚偽その他不正な方法により受け取った場合や転出などの理由により福島町に住所が無くなったときには、奨励金等の全額又は一部を返還していただきます。

■お問い合わせ先　福島町役場総務課企画グループ　電話(0139)47－3001

水産業担い手支援事業・農林業担い手養成事業

●申請の流れ

新たに農林水産業を始めるおおむね45歳以下の方で、受給資格を満たしてから1年以内に町へ申請してください。

※45歳以上の方でも農林水産業の担い手として農林水産業の団体長から推薦があった場合には、対象となります。
※申請には、申請書の記入や農林水産業の団体長から推薦書等の用意していただく書類があります。
　詳細は、役場ホームページで確認するか、水産業担い手支援事業は役場水産グループ、農林業担い手養成事業は役場農林グループへお問い合わせ願います。

●交付時期

申請があってから町で内容の審査をし、適正と認められてから交付します。

●交付制限　～申請者が次のいずれかに該当する場合は、奨励金は交付できません。

(1)本町の町税、使用料等を滞納している場合　　(2)申請者が偽りその他不正な手段により申請した場合
(3)交付決定通知後に受給資格を喪失した場合

●奨励金等の返還

虚偽その他不正な方法により受け取った場合や転出などの理由により福島町に住所が無くなったときには、奨励金等の全額又は一部を返還していただきます。

■お問い合わせ先　福島町役場水産商工課水産グループ
福島町役場農林課農林グループ　電話(0139)47－3004

ふくしま町で暮らす

～福島町定住少子化対策～





みんなが幸福（しあわせ）を
実感できる暮らしのために
わたしたちは応援します。